

教育委員会の現状に関する調査（令和 6 年度間）の結果が取りまとめられましたので、お知らせします。各都道府県・市町村等におかれては、調査結果を踏まえ、地方教育行政法の規定に基づく対応や、男女共同参画基本計画を踏まえた取組を含めた教育行政の適切な運営が図られるようお願いします。

8 初 初 企 第 8 号
令和 8 年 8 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市教育委員会教育長
殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

山 田 泰 造

「教育委員会の現状に関する調査（令和 6 年度間）」の結果に係る留意事項及び第 6 次男女共同参画基本計画を踏まえた取組の推進について（通知）

日頃から、地方教育行政の発展に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記調査結果について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。各教育委員会担当課におかれては、御協力いただきありがとうございました。

本調査結果を踏まえ、引き続き教育行政に対する国民の信頼を確保する観点から、特に下記の点に留意し、総合教育会議の更なる活用や教育委員会の審議の活性化、教育委員会の活動についての点検・評価の適切な実施等、教育行政の適切な運営が図られるようお願いします。

なお、文部科学省では、令和 5 年 7 月に「「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて」（令和 5 年 7 月 19 日「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議。以下「報告書」という。）を公表しました。報告書では、「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の在り方について、①教育委員会の機能強化・活性化、②教育長と首長との効果的な連携の在り方、③学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割、④小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策といった事項について、全国の取組事例とともに具体的な方策等を記載しています。さらに、令和 6 年 6 月には、報告書の内容を踏まえ、各教育委員会において優れた取組を実行する上で参考となる好事例の特徴や運用上の工夫、効果を「見える化」するために、「「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた手引き」（以下「手引き」という。）を公表しており、今後、手引きの改訂も予定しています。各地方公共団体におかれては、本調査結果と併せて、報告書や手引きを積極的に活用し、具体の取組につなげていただきますようお願いします。

また、第 6 次男女共同参画基本計画（令和 8 年 3 月 13 日閣議決定）において、学校教育分野における女性の意思決定層への積極的な登用を促進するため、「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数」を 2030 年

までに 0 にするという成果目標が設定されていることを踏まえ、その推進を図るようお願いします。

都道府県教育委員会におかれては、これらのことについて域内の市（指定都市を除く。（７）を除き、以下同じ。）町村長及び市町村教育委員会に周知されるとともに、一層の取組を促していただくようお願いします。

記

（１）総合教育会議について

ア 会議の開催

総合教育会議の開催状況について、令和 6 年度間を通じて開催がなかった自治体は、都道府県・指定都市で 2（3.0％）、市町村等で 247（14.4％）である【図 2】。また、令和 6 年度間の総合教育会議の平均開催回数は、都道府県・指定都市で 1.6 回、市町村等で 1.3 回である【図 2】。首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進する観点から、総合教育会議の更なる活用が必要である。

特に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項第 2 号において、いじめ重大事態に係る措置をはじめとする「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」は、総合教育会議において協議・調整することとされているが、総合教育会議でこの内容を扱った都道府県・指定都市は 2（3.1％）、市町村等は 109（7.4％）である【表 1】。このような場合も含め、総合教育会議の招集に係る権限は首長にあることから、その権限と責任において、教育委員会とも適宜調整を図りつつ、適切に開催する必要がある。

また、令和 8 年 4 月 1 日に施行された、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の改正において、教育委員会は「サービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画」（業務量管理・健康確保措置実施計画）を定めるものとされたが、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めたとき、又は変更したときには、総合教育会議に報告するものとされたこと、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を毎年度総合教育会議に報告するものとされたことを踏まえ、適切に開催する必要がある。

さらに、令和 8 年 2 月 13 日に公表された「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえて都道府県において策定される「高等学校教育改革実行計画」に関して、その策定に当たって首長や関係部局、産業界等と十分に連携・協働することが必要不可欠であることから、連携・協働の枠組みとして総合教育会議を活用することが考えられる。

総合教育会議の活用に際しては、各地方公共団体で実施している、総合教育会議の内容【表 1】、関係者又は学識経験を有する者からの意見聴取（法第 1

条の４第５項）の取組【図６、７】、総合教育会議の活用により得られた成果事例・新規施策等【表２】及び総合教育会議を活性化させる取組【図９】を参考に、取組を進めることが望まれる。

イ 会議の議事録の作成・公表

総合教育会議の議事録について、令和６年度間に総合教育会議を開催した地方公共団体のうち、議事録又は議事概要を作成していない市町村等は３９（２．７％）である【図４】。また、議事録又は議事概要を作成した地方公共団体のうち、議事録又は議事概要の公表を行っていない市町村等は１９１（１３．３％）である【図５】。

総合教育会議の議事録の作成及び公表が努力義務として規定されていること（法第１条の４第７項）を踏まえ、協議の内容を事後的に確認できるよう、原則として議事録の作成及びホームページ等を活用した公表が強く求められる。

（２）教育委員の選任について

令和７年３月３１日時点で保護者が委員に含まれていない教育委員会、市町村等で６８（４．０％）ある【図１０】。保護者委員が不在となっている理由としては、選任時には保護者であった委員の子供が調査時点では成人したことにより、保護者でなくなったことなどが挙げられる。保護者である者の意見を教育行政に反映することは重要であり、保護者委員の選任は法律上の義務とされていること（法第４条第５項）から、保護者が委員に含まれていない場合は、直近の委員選任時に保護者を任命し、速やかに保護者委員の不在を解消する必要がある。

また、令和７年３月３１日時点で、女性の教育委員が選任されていない市町村等は２４あり、うち、４の市町村等においては、女性の教育委員について選任の予定がない状況である【図１１】。教育委員の選任に当たっては、委員の性別等に著しい偏りが生じないように配慮するとされていること（法第４条第５項）や、第６次男女共同参画基本計画において、「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数」を２０３０年までに０にするとされていることに鑑み、現時点においても女性の教育委員が不在である場合には、速やかに選任されたい。

（３）教育委員会会議について

ア 会議の公開

教育委員会の会議は原則公開とされている（法第１４条第７項）が、令和６年度間に教育委員会会議を開催した地方公共団体のうち、教育委員会会議の傍聴者の年間延べ人数が０人である市町村等は１,１２０（６５．２％）である【図２０】。地域住民の意向をより一層教育行政に反映させる観点から、より多くの住民が会議を傍聴できるよう、大規模な会場での開催等の会議の公開に関する工夫を行っている自治体もあり【図２３】、これらの取組を通じて、教育委員会の公開性を高めるとともに、地域住民の理解や関心を得ていく姿勢も重要である。

イ 会議の議事録等の公表

令和６年度間に教育委員会会議を開催した地方公共団体のうち、議事録又は

議事概要を作成していない市町村等は5（0.3%）である【図 21】。また、議事録等を作成している市町村等のうち、議事録等を公表していない市町村等は260（15.2%）である【図 22】。

教育委員会会議の議事録の作成及び公表が努力義務として規定されていること（法第14条第9項）を踏まえ、原則として議事録の作成及びホームページ等を活用した公表が強く求められる。

ウ 議論の活発化

令和6年度間に教育委員会会議を開催した地方公共団体のうち、教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会を開催している都道府県・指定都市は43（64.2%）、市町村等は157（9.1%）である。また、オンライン会議システム等を用いて会議を開催している都道府県・指定都市は14（20.9%）、市町村等は59（3.4%）であり、教育委員による学校訪問を行っている都道府県・指定都市は57（85.1%）、市町村等は1,358（79.0%）である【図 24】。教育委員が、地域や学校の実情を把握し、教育委員会の会議の審議を活性化するためには、事前勉強会や意見交換会等を通じて教育委員会会議で取り扱う議題や教育行政等について理解を深めるとともに、教育委員が遠隔でも参画できるようにオンライン会議システム等を積極的に活用する取組や所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要がある。

（4）教育委員会の活動状況についての点検及び評価について

令和6年度間において、教育委員会の活動状況についての点検及び評価を行っていない市町村等は36（2.1%）である【表 3】。教育委員会が効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが法律上の義務とされていること（法第26条第1項）から、点検及び評価を実施していない教育委員会は、速やかに実施する必要がある。

また、点検及び評価を行うに当たって、学識経験者等の意見聴取を行っていない市町村等は236（14.0%）である【図 25】。法第26条第2項では、点検及び評価に際して、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、点検及び評価の客観性を確保する観点から適切に対応する必要がある。

（5）指導主事等の配置について

指導主事が配置されていない市町村等は393（22.9%）である【図 34】。特に、人口規模5千人未満の自治体のうち66.3%が指導主事未配置であり、人口規模が小さい自治体ほど指導主事が配置されていない【図 35】。そういった自治体においては、指導主事に係る体制整備の観点から、近隣の自治体間での連携により指導主事を共同設置することや、指導主事発令等を受けていないものの校長経験者等の教育に関する識見や学校教育に関して専門的な知見等を有する者を「指導主事に準ずる者」として学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に従事させることも有効な方策であると考えられる。

（6）都道府県による市町村等支援について

都道府県教育委員会による市町村等教育委員会に対する支援として、市町村等における指導主事の配置に対して、財政的な支援を行っている都道府県は 7

(14.9%) であり【図 42】、指導主事が市町村等への訪問を行っている都道府県は 37 (78.7%) である【図 43】。各都道府県教育委員会においては、域内全体の教育水準の維持向上を図る観点から、各市町村等教育委員会の自律性や自主性を尊重しつつ、各市町村等教育委員会が抱える課題を適切に把握した上で、地域特性や地理的条件を踏まえた柔軟な支援等を行う役割が求められる。

また、域内の市町村等教育委員会間の、教育行政事務に係る広域連携を促進するための取組を実施している都道府県は 32 (68.1%) である【図 46】。法第 55 条の 2 第 2 項では、国及び都道府県の役割について、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供等の援助を行うように努めなければならないとされており、域内の地域の情報を集約し得る立場にある都道府県教育委員会が各市町村等教育委員会間の広域連携を積極的に促していく役割を担うことも期待される。

(7) 近隣市町村等との事務の共同実施について

近隣地方公共団体と協議会を設置している市（指定都市を含む。以下、この項目において同じ。）町村等は 428 (24.6%) であり、職員を共同設置している市町村等は 89 (5.1%)、近隣地方公共団体に事務を委託している市町村等は 90 (5.2%)、近隣地方公共団体と一部事務組合を設置している市町村等は 280 (16.1%) であった【図 47】。法第 55 条の 2 第 1 項において、市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めるものとされており、特に人口規模が小さい市町村等教育委員会においては、事務処理体制を強化するために、協議会や一部事務組合の設置等により近隣の市町村等教育委員会と共同して事務を管理・執行したり、指導主事を共同設置したりすることも一つの有効な方策であると考えられる。市町村等教育委員会においては、教育委員会の更なる事務処理体制の強化の観点から、近隣自治体との連携をより一層推進していくことが期待される。

〔担当〕

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課地方教育行政係

(電話) 03-5253-4111 (内線4676)

【参考資料】

「（２）教育委員の選任について」関係

○女性教育委員の選任予定について、「ない」と回答した自治体（【図 11】関係）

【市町村等（４）】

青森県(1)	新郷村
千葉県(1)	野田市
東京都(1)	青ヶ島村
沖縄県(1)	多良間村

「（４）教育委員会の活動状況についての点検・評価について」関係

○点検・評価について、「行っていない」と回答した自治体（【表 3】関係）

【市町村等（36）】

北海道(1)	音威子府村
岩手県(2)	西和賀町、住田町
山形県(1)	川西町
福島県(5)	下郷町、南会津町、古殿町、富岡町、檜枝岐村
茨城県(1)	那珂市
新潟県(3)	南魚沼市、刈羽村、粟島浦村
福井県(1)	越前町
長野県(3)	小海町、川上村、売木村
岐阜県(1)	池田町
三重県(1)	明和町
奈良県(2)	野迫川村、下北山村
和歌山県(1)	高野町
島根県(2)	吉賀町、海士町
岡山県(1)	奈義町
徳島県(1)	東みよし町
高知県(1)	仁淀川町
福岡県(2)	糸田町、赤村
佐賀県(1)	玄海町
長崎県(1)	川棚町
熊本県(2)	玉東町、南小国町
沖縄県(3)	座間味村、渡名喜村、南大東村

○点検・評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者からの意見聴取について「していない」と回答した自治体（【図 25】関係）

【市町村等（236）】

北海道(23)	松前町、木古内町、上ノ国町、黒松内町、喜茂別町、栗山町、月形町、妹背牛町、当麻町、中川町、幌加内町、小平町、豊富町、礼文町、利尻町、小清水町、滝上町、雄武町、浦河町、上士幌町、留寿都村、泊村、初山別村
青森県(5)	今別町、板柳町、鶴田町、中泊町、西目屋村
岩手県(4)	北上市、陸前高田市、八幡平市、野田村
宮城県(5)	気仙沼市、蔵王町、大郷町、加美町、涌谷町
秋田県(1)	大潟村
山形県(8)	山辺町、中山町、金山町、高畠町、小国町、白鷹町、飯豊町、大蔵村
福島県(8)	磐梯町、会津坂下町、広野町、大熊町、双葉町、昭和村、泉崎村、鮫川村
茨城県(1)	境町
栃木県(1)	真岡市
群馬県(7)	渋川市、神流町、長野原町、草津町、南牧村、嬬恋村、川場村
埼玉県(2)	長瀬町、小鹿野町
千葉県(5)	茂原市、君津市、長生郡長柄町、大多喜町、長生村
東京都(2)	檜原村、神津島村
神奈川県(2)	箱根町、真鶴町
新潟県(2)	津南町、関川村
石川県(1)	穴水町
福井県(6)	あわら市、越前市、永平寺町、池田町、南越前町、若狭町
山梨県(17)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、身延町、南部町、富士川町、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村
長野県(28)	岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、佐久市、軽井沢町、飯島町、高森町、阿南町、上松町、山ノ内町、南相木村、原村、中川村、宮田村、阿智村、根羽村、天龍村、泰阜村、喬木村、木祖村、王滝村、大桑村、生坂村、野沢温泉村、小川村、栄村
岐阜県(1)	美濃加茂市
静岡県(2)	熱海市、藤枝市
愛知県(4)	田原市、弥富市、東栄町、豊根村
三重県(3)	名張市、大台町、玉城町
滋賀県(4)	東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町
京都府(1)	伊根町

兵庫県(2)	赤穂市、上郡町
奈良県(5)	斑鳩町、広陵町、吉野町、大淀町、天川村
和歌山県(4)	湯浅町、有田川町、那智勝浦町、北山村
鳥取県(8)	若桜町、智頭町、八頭町、琴浦町、大山町、日南町、日野町、江府町
島根県(6)	雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、西ノ島町
岡山県(5)	瀬戸内市、和気町、鏡野町、勝央町、西栗倉村
広島県(2)	北広島町、大崎上島町
山口県(1)	周防大島町
徳島県(7)	吉野川市、上勝町、石井町、那賀町、牟岐町、藍住町、板野町
高知県(15)	室戸市、須崎市、東洋町、田野町、安田町、本山町、大豊町、中土佐町、佐川町、梶原町、津野町、四万十町、北川村、馬路村、大川村
福岡県(7)	八女市、筑後市、みやま市、篠栗町、桂川町、大木町、広川町
佐賀県(1)	吉野ヶ里町
長崎県(3)	壱岐市、東彼杵町、波佐見町
熊本県(10)	阿蘇市、合志市、和水町、嘉島町、甲佐町、苓北町、西原村、相良村、五木村、山江村
大分県(1)	津久見市
宮崎県(3)	延岡市、西米良村、諸塚村
鹿児島県(7)	阿久根市、南さつま市、南九州市、東串良町、和泊町、与論町、十島村
沖縄県(6)	南城市、本部町、与那国町、宜野座村、粟国村、多良間村